

三田市立学校のあり方について（基本方針骨子）

I 基本方針策定にあたって

1 基本方針策定の趣旨および背景

- ・全国的な少子化の中、三田市においても長期的な減少傾向が予測され、学校園の小規模化に伴う様々な課題が一層顕在化しており、三田市においても例外ではありません。
- ・このような状況から、平成 29 年 7 月に学識経験者、自治会・PTA・市民委員・学校園関係者で構成する「三田市立学校園のあり方審議会」を設置し、平成 30 年 3 月に答申をいただき、5 月 10 日から 6 月 11 日の間でパブリックコメント（市民意見の募集）を実施しました。
- ・これらを踏まえ、市教育委員会として、三田市立小中学校の小規模化に伴う諸課題に対し、市民と教育委員会とが協働して取り組む指針として、今後の三田市立小中学校の適正規模、適正配置についての方向性を示した「三田市立学校のあり方に関する基本方針」を策定しました。
- ・今後、この基本方針に基づき、三田の子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するべく努めてまいります。

2 三田市立小中学校の現状

- ・平成 30 年 4 月現在、小学校では、学級数（特別支援学級を除く）が 6 学級以下の学校が 9 校、7～18 学級の学校が 7 校、19 学級以上の学校が 4 校となっています。また、中学校では、学級数が 6 学級以下の学校が 3 校、7～18 学級の学校が 5 校で、19 学級以上の学校はありません。
- ・中でも、農村部の学校においては、小規模化が著しく、特に中学校では、免許外指導の増加や部活動の減少等、その影響は深刻となっています。
- ・一方、宅地開発の影響から児童生徒数が増加しており、将来教室等の不足が生じる可能性のある学校も一部にあり、地域による偏りが見られ、今後、この偏りがさらに大きくなると予想されます。

II 適正配置を考える上での基準および具体的な方策

1 望ましい学校規模

- ・望ましい学校規模（学級数）については、三田市の小・中学校の現状と将来的な児童生徒数の推移及び小規模校・大規模校のメリット・デメリット等を総合的に考慮した結果、以下の通りとします。併せて、そのように判断した主な理由は下記の通りです。

小学校：12～18 学級（各学年 2～3 学級）

中学校：9～18 学級（各学年 3～6 学級）

＜小学校＞

- ①すべての学年でクラス替えができる。
- ②各学年に複数の担任がいることで、性別・経験年数等バランスのとれた学年編成ができる。
- ③運動会・音楽会等の学校行事の活性化が図れる。
- ④ある程度の教員数を確保できることから、学校運営が余裕を持って行える。

＜中学校＞

- ①免許外指導の課題が一定程度解消される。
- ②部活動において、ある程度の部活数・部員数・顧問数が確保できる。
- ③体育大会・文化祭等の学校行事の活性化が図れる。
- ④ある程度の教員数を確保できることから、学校運営が余裕を持って行える。

2 望ましい学校規模を確保するための具体的な方策

(1) 小規模校への方策

- ・小規模校においては、望ましい学校規模を確保する方策として、隣接する学校との「学校再編（統合）」（以下、特に記載がない限り同様とします。）が最も有効であると考えます。小規模校を解消し、望ましい学校規模を確保するために、全市的な観点から学校再編を検討していきます。
- ・答申の中でも特に課題が大きいとされた中学校の再編については、地域と協議の上、早急に対応していきます。
- ・学校再編により校区が変更になる時には、小学校と中学校の校区の整合性を図り、同じ小学校に通う児童が別々の中学校に通うことがないように配慮します。

(2) 大規模校への方策

- ・児童生徒数が増加している大規模校が数校ありますが、いずれも概ね 10 年後にはピークを過ぎ、一定落ち着くことが想定されるため、学校の新設、校区の変更等の方策は行わないこととします。

3 具体的な方策を実施する際に留意すべきこと

- ・学校再編を行うにあたっては、児童生徒数の将来推計も参考に、中長期的な観点で望ましい学校規模を確保することが条件となります。特に、児童生徒や地域に及ぼす影響も大きいことから、次の事項に留意しながら検討していきます。

(1) 児童生徒の通学負担（通学時間、通学手段等）に関すること

- ・児童生徒にとって過重な負担にならないように、学校再編後の通学時間は「おおむね 1 時間を超えない」ように配慮します。特に、小学校においては、児童の発達段階を考慮して、出来るだけ通学時間の短縮を図ります。
- ・学校再編により、校区が広くなることが想定されることから、通学手段を確保するために、路線バスの活用やスクールバスの導入を検討し、今後も通学支援を継続していきます。

(2) 学校と地域との関係に関すること

- ・今後も、学校と地域とが協働して学校運営・地域づくりを行えるようなシステムを構築し、三田型コミュニティ・スクールを推進していきます。
- ・学校区と行政区については、可能な限り整合性を図ることとします。

(3) 学校跡地の有効活用に関すること

- ・廃校後の学校跡地及び施設の有効活用については、市長部局と連携のもと、地域と十分協議した上で、市として総合的に検討していきます。

(4) 当面对応すること

- ・学校再編を検討するためには一定の期間が必要となります。その間、特に小規模校におけるデメリットを少しでも緩和するために、当面の対応として、指導方法やカリキュラムの工夫（ICTの活用等を含む）、他校との交流の実施、合同部活動への補助、複数免許を持つ教員の配置等、可能な限りの対策を行っていきます。

4 特色ある教育について

(1) 小規模特認校制度

- ・今回の学校再編について保護者・地域と協議する中で、より良い方向性を導き出していきます。

(2) 小中一貫教育および義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校（併設型）

<小中一貫教育>

- ・小学校から中学校へのスムーズな移行のために、今まで本市で実施してきた「小中連携教育」をさらに深化させ、「めざす子ども像の共有」「学習の系統性を明確にした学習法の共有」「社会的自立に向けたキャリア教育の推進」等を柱にした「9年間の学びをつなぐ小中一貫教育」を引き続き全校において推進していきます。
- ・「小中一貫教育」をより効果的に展開する場合の学校の形態として、「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校（併設型）」があり、以下に、それぞれに対する考え方を示します。

<義務教育学校>

- ・本市において当面導入することは考えておりません。

<小中一貫型小学校・中学校（併設型）>

- ・「小中一貫型小学校・中学校（併設型）」の導入も視野に入れて、学校再編の検討を進めます。

Ⅲ 保護者・地域との協議について

1 基本的な考え方

- ・児童生徒にとってより良い教育環境を提供することを最重点の視点として、学校再編について地域とともに検討していきます。
- ・検討する際は、課題が大きく早急な対応を必要とする中学校の再編からまず協議します。緊急性が高く、早期に再編を希望する小学校がある場合には、その再編についても併せて検討します。
- ・学校は地域のコミュニティの核となっていることが多いことから、まちづくりの視点や再編後の跡地の有効活用等については、市として総合的に検討していきます。

2 協議のスケジュール

時期	内 容
H30年8月～ 秋以降	<p>①基本方針について保護者・地域への説明会を実施します。</p> <p>第1回説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区（8カ所）で実施します。 ・市としての考え方や基本方針の内容等について、資料に基づき説明し、理解が得られるよう努めます。 <p>◎学校再編についての具体的な案を提示します。</p> <p>第2回説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる中学校区で実施します。 ・学校再編についての具体的な案について詳しく説明します。 ・小学校から学校再編の希望が出てきた場合には、別途説明会を開催します。
H31～32年度	<p>②対象中学校区に「地域協議会（仮称）」を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要団体の代表（校長、PTA、自治会等）および教育委員会で構成します。 ・「地域協議会（仮称）」の期間は原則2年を限度とし、その間に学校再編の是非を協議していただきます。 ・学校再編について合意形成が得られた地域は、「学校再編についての意見書」を教育委員会に提出します。 <p>◎学校再編に向けて、「準備会（仮称）」を設置し、具体的な事項について協議していきます。</p> <p>◎適切な時期に、小学校の学校再編についても協議していきます。</p>